

田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、田川市男女共同参画推進条例（平成16年条例第20号）第8条第1項に規定する基本的な計画である田川市男女共同参画プランの理念に基づき、全ての市民が互いにその人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく生きることができる社会の実現に向け、パートナーシップ及びファミリーシップ（以下「パートナーシップ等」という。）の宣誓に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性自認 自己の性についての認識をいう。
- (2) 性的指向 恋愛及び性愛がどのような対象に向かうかを示す概念をいう。
- (3) パートナーシップ 一方又は双方が次のいずれかに掲げる者であり、かつ、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した2人の者の関係をいう。
ア 性自認が戸籍上の性別と異なる者
イ 性的指向が典型的でない者
- (4) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方の子（養子を含む。）を含めた近親者その他市長が認める者を家族として、日常の生活において相互に協力し合うことを約した当事者間の関係をいう。
- (5) 宣誓 2人の者がパートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓い、市長に対してこれを表明することをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする（外国籍の者を含む。）。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者を有さず、かつ、宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 民法第734条又は第735条に規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。
- (5) ファミリーシップの対象者がいる場合は、その者と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、ファミリーシップの対象者が15歳以上のときは、その者に係る田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する同意書(様式第2号)を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事情により自ら記入することができないときは、代理の者に記入させることができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。市内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類)

(2) 戸籍抄本の写し、戸籍個人事項証明書又は独身証明書(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)その他現に婚姻をしていないことを証明する書類(当該宣誓をしようとする者が外国籍であるときは、次のア又はイに掲げる書類)

ア 外国の官憲(在日本大使館等をいう。)の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文(翻訳した者(当該宣誓をしようとする者が翻訳した場合にあつては、当該宣誓をしようとする者)の氏名を記入したものに限る。)

イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

(3) ファミリーシップの宣誓をしようとする者にあつては、ファミリーシップの対象者がパートナーシップにある者又はパートナーシップの宣誓をしようとする者の近親者であることを証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号の規定により、市内への転入を予定している事実が確認できる書類を提出した者は、宣誓をした日から3か月以内に、本市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の手続において、市長は、当該宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等で

あって、宣誓しようとする者の顔写真が貼り付けされたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）及び田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（様式第4号。以下「受領カード」という。）において、戸籍（外国籍の者にあつては、前条第3項各号の規定により当該者が本人であることを確認した書類）に記載された氏名に代えて通称名（戸籍に記載された氏名以外の呼称であつて、社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができる。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者の双方に対して、受領証及び受領カード（以下「受領証等」と総称する。）を交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 宣誓者は、前条の規定により交付を受けた受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、再交付の理由が毀損又は汚損であるときは、宣誓者は、毀損し、又は汚損した受領証等を返還しなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による再交付について準用する。

(宣誓内容の変更)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第6号。以下「内容変更届」という。）に受領証等及び変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、ファミリーシップ対象者が15歳以上のときは、その者に係る田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する同意書を添付しなければならない。

(1) 宣誓者に氏名の変更があつたとき。

(2) 宣誓者が、市内に転入し、又は市内で転居したとき。

(3) ファミリーシップ対象者の追加又は削除をするとき。

2 第4条第3項の規定は、前項の書類の提出について準用する。

3 市長は、第1項の規定により内容変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、
適当と認めるときは、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号。以下「返還届」という。）を提出し、受領証等を市長に返還しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 宣誓者の一方が死亡した場合

(3) 宣誓者の双方が市外に転出した場合（第11条第2項の手続を行う場合を除く。）

(4) 次条の規定により、宣誓が無効となった場合

(5) 第7条第1項の規定により紛失した受領証等の再交付を受けた者が、再交付前の受領証等を発見した場合

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

(1) 宣誓者のいずれかにパートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないとき。

(2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条各号に掲げる宣誓の要件を満たさないこととなったとき。

(4) 第4条第2項に規定する書類の提出をしないとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により無効とした受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

3 市長は、第1項の規定により宣誓を無効としたときは、宣誓者に対し、その旨を通知し、受領証等の返還を求めるものとする。

(自治体間での相互利用)

第11条 宣誓者が、パートナーシップ等宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体に転出する場合であって、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第8号）を提出したときは、転出後においても、継続して本市が交付した受領証等を使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から本市に転入した者は、当該自治体が交付した受領証等（当該自治体において継続使用の手続がされたものに限る。）を、本市において継続して使用することができる。

3 第2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第9条第1号及び第2号に該当したとき、又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出したときは、当該受領証等を返還しなければならない。

4 第2項の規定により継続して使用している受領証等の再交付及び宣誓内容の変更については、それぞれ第7条及び第8条の規定を準用する。

(遵守事項)

第12条 市長は、第3条第1号に規定する要件を確認する場合を除き、この告示に基づく宣誓及び受領証等の取扱いに関し、性自認又は性的指向を明らかにするよう宣誓者に求めてはならない。

2 市長は、宣誓を受け、又は受領証等を取り扱うに当たって知り得た情報については、この告示の趣旨を尊重するとともに、当事者に十分に配慮し、適切に取り扱わなければならない。

(市民及び事業者への周知)

第13条 市長は、市民及び事業者がこの告示の規定に基づいて行われた宣誓の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切に対応できるよう周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書の保存期間)

第14条 市長は、宣誓者に係るパートナーシップ等の宣誓が継続する限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条の規定により返還届が提出された場合、又は宣誓者の双方が宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄することができる。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月15日から施行する。